

市民参画と協働のまちづくり指針

平成19年1月 策定

令和6年3月 一部改正

倉吉市市民生活部地域づくり支援課

【 目 次 】

はじめに	1 p
■策定の趣旨	1 p
1. 市民参画と協働とは	1 p
2. 市民参画と協働の意義	2 p
(1) 市民自治の推進	2 p
(2) より豊かな公共サービスの提供	2 p
(3) 自己実現・生きがいの場の創出	2 p
3. 協働の領域と形態	3 p
4. 市民参画と協働を進めるための方策	5 p
(1) 市民参画と協働の仕組みづくり	5 p
(2) 地域自治組織、市民活動団体への支援	5 p
(3) 協働のまちづくりに向けた機運の醸成	5 p
(4) 情報の共有化	5 p
行政への市民参画の進め方	
1. 市民参画とは	6 p
2. 積極的な情報提供の推進	6 p
(1) 趣旨	6 p
(2) 定義	6 p
(3) 情報提供の基本原則	6 p
(4) 情報提供すべき事項	6 p
(5) 情報提供の方法	7 p
3. 広聴の充実	7 p
(1) 趣旨	7 p
(2) 定義	7 p
(3) 広聴で収集した情報の取り扱い	7 p
(4) 広聴で収集した情報への対応の公表	8 p
4. 市民参画手続きの適用	8 p
(1) 趣旨	8 p
(2) 定義	9 p
(3) 市民参画手続きの流れ	9 p
(4) 市民参画の対象	9 p
(5) 市民参画の方法の決定	10 p
(6) 市民参画の方法の公表	15 p
(7) 市民参画における留意事項	15 p
(8) 市民参画の実践パターン	16 p

市民と行政の協働事業の進め方

1. 協働事業とは	19 p
2. 協働事業の原則	19 p
(1) 目的・課題共有の原則	19 p
(2) 公益性の原則	19 p
(3) 対等の原則	19 p
(4) 自主性・自立性尊重の原則	19 p
(5) 相互理解の原則	19 p
(6) 公開性・透明性・公平性の原則	19 p
(7) 関係時限性の原則	19 p
3. 協働事業の領域	20 p
4. 協働事業の推進	20 p
(1) 協働事業にふさわしい事業の検討	20 p
(2) 適切な協働形態の選択	21 p
(3) 協働の相手方の選定	23 p
(4) 協働事業の実施	23 p
(5) 協働の評価	24 p
5. 事業委託の具体的な進め方	25 p
(1) 委託事業の選定	25 p
(2) 委託先の選定	25 p
(3) 契約の締結にあたっての留意点	27 p
(4) 事業の実施	27 p
(5) 事業完了後の事務手続	27 p
(資料)	
市民参画と協働のまちづくり推進条例	28 p

はじめに

■策定の趣旨

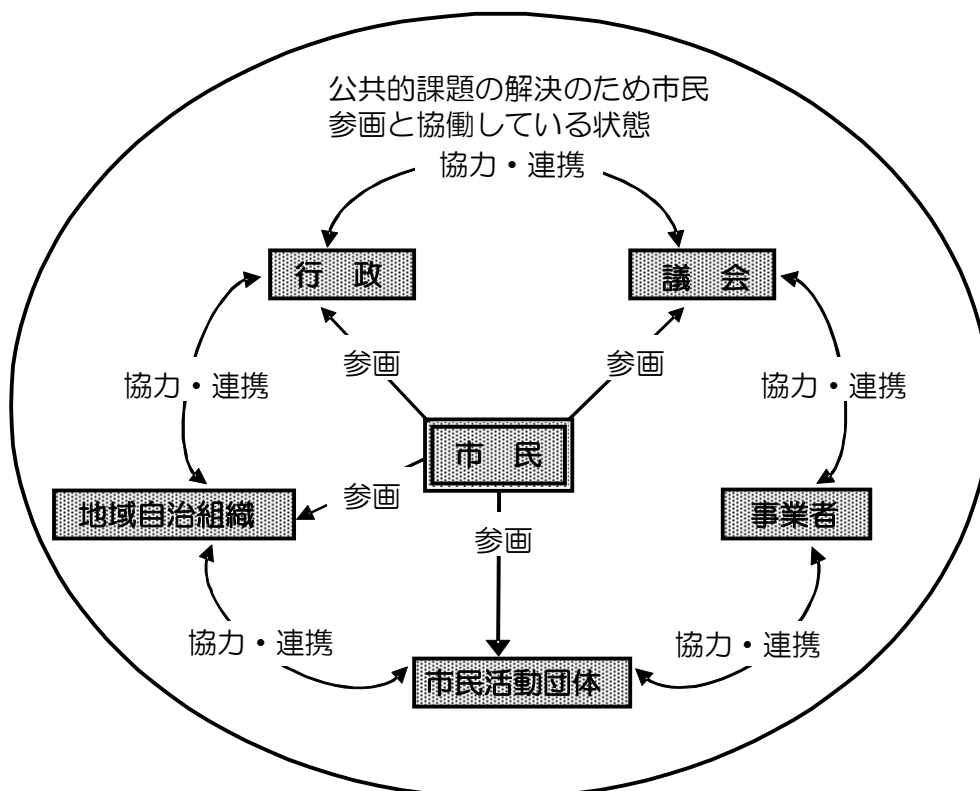
第10次倉吉市総合計画は「ともに支え、ともにつくるまちづくり」を基本理念の一つに掲げ、市民と行政の協働によるまちづくりを目指しています。

この指針は倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例第12条に基づき、市民参画と協働のまちづくりをより円滑に推進するために策定したものです。

第12次倉吉市総合計画においても、まちづくりの視点の一つに「住民主体のまちづくり」を掲げ、引き続き、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しています。

1. 市民参画と協働とは

市民参画と協働とは、次の図に示すとおり、市民が地域の公共的課題を解決するために、地域自治組織、市民活動団体、議会、行政の活動に参画し、事業者も含め、各主体が目的を共有し、互いの特性や違いを認め、それを尊重しつつ、互いの信頼関係に基づいた、対等な立場で役割分担を行ないながら、相乗効果を発揮するような協力・連携を行なうことです。



市民参画と協働の説明図

2. 市民参画と協働の意義

(1) 市民自治の推進

自治体の財政の逼迫及び分権型社会が進展する中で、地域の特性を活かした市民主体のまちづくりを推進していくためには、市民と行政が自らの役割と責任を認識しながら「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という自己決定・自己責任の原則に立ち、市民と行政が協働して個性的なまちづくりを進めることが重要になってきています。

協働の推進は市民が主役のまちづくりの原動力となります。

(2) より豊かな公共サービスの提供

少子高齢化、安全安心な生活環境の整備など社会的課題や市民ニーズの複雑・多様化する中で、これらの課題やニーズに行政だけで対応していくことは、公平・均一なサービス提供が基本となる行政だけでは、十分に応えることが難しくなっています。

一方、自発性・独創性・柔軟性・先駆性・迅速性を持った市民・地域自治組織・市民活動団体・事業者は、行政では難しいサービスを提供することが出来ます。

市民と行政が役割を分担し、協働することにより、より豊かな公共サービスを提供することが出来ます。

(3) 自己実現・生きがいの場の創出

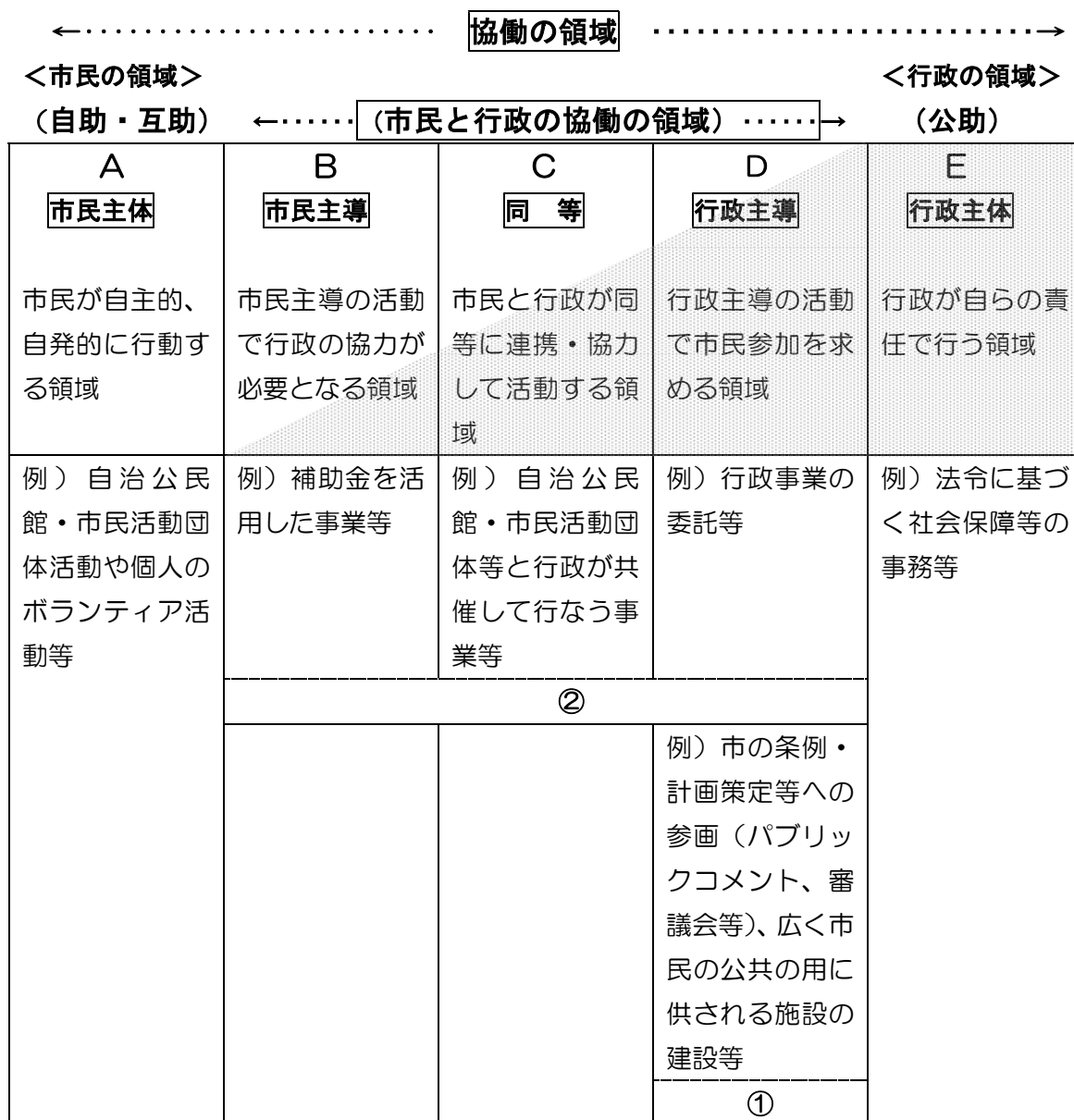
物の豊かさから心の豊かさへ人々の意識が推移している今日、市民は社会貢献意識が高まり、福祉・環境・教育・防犯など様々な分野で自主的な公共的活動に参加しています。

協働の推進は市民の自己実現・生きがいの場の創出につながります。

3. 協働の領域と形態

協働の領域（役割分担）は基本的に次のとおりです。

- 自助の領域 市民自らが行なうもの
- 互助の領域 地域が互いの助け合いで行なうもの
- 市民と行政の協働の領域 市民と行政が直接協力して行なうもの
- 公助の領域 行政が直接行なうもの



この表から分かるように、地域課題に対する取り組みは、市民と行政による様々な形態があり、A・B・C・D・Eのそれぞれの領域が様々な形態で連携することにより、社会的な課題を解決していくことになります。

この市民と行政の関わりあいには、ボランティアとして展開される個人活動から、グループとしての活動、地域自治組織としての継続的な活動、そして法人格を取得した NPO の活動まで、その形態によって関わり方も違ってきますが、すべての形態の個人や団体と「市民と行政の協働」を進めていく必要があります。

この市民と行政の協働には

- ② については「市民と行政の協働事業の進め方」

- 4 -

4. 市民参画と協働を進めるための方策

市は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、次の取り組みを行います。

(1) 市民参画と協働の仕組みづくり

市民参画と協働を実践するための具体的な仕組みを整備し、市の施策検討、計画策定などへの幅広い市民参画や市民と行政の協働事業の実施に努めます。

(2) 地域自治組織、市民活動団体への支援

地域におけるまちづくりの方向性を、住民自らが策定した各地区の地域計画の実施を支援するとともに、市民活動団体のリーダーの育成や活動拠点の整備など地域自治組織、市民活動団体への支援に努めます。

(3) 協働のまちづくりに向けた機運の醸成

市民参画と協働のまちづくりの必要性などを広く市民に周知し、意識啓発を図ることにより、市民と行政の連携による協働のまちづくりに向けた機運の醸成に努めます。

また、市職員の市民活動への参加を促進するなど、市職員の市民参画と協働のまちづくりへの理解を深めるよう努めます。

(4) 情報の共有

市民参画と協働のまちづくりを推進するためには、多くの市民が市政への関心を高めるよう、市民と行政で、それぞれが有する公共的課題に関する情報の共有を図る必要があります。

行政の情報や市民活動団体等の情報を市報、市のホームページ、或いは住民説明会など、多種多様な媒体を用いて市民に対して積極的に情報を提供します。

行政への市民参画の進め方

1. 市民参画とは

市民参画とは市民がボランティア活動に参加したり、或いは地域自治組織、市民活動団体、行政、議会に参加することですが、ここでは「**市民が市政の政策・施策や計画の立案・執行過程の各段階に自発的かつ自律的にかかわる等行政に参加すること**」を市民参画とします。

行政は、市民参画を推進するため、市政に関する情報を積極的に市民に提供します。

2. 積極的な情報提供の推進

(1) 趣旨

市民参画で大切なものは、市政に関する情報（以下「市政情報」という。）を市民と行政が共有するという考え方です。

行政が保有し管理している情報のうち、まちづくりの課題や問題点、また、市民がまちづくりに関心を持ち、地域社会に対する理解を深められるような情報などを積極的に市民に提供し、市民の問題意識を高めるといふ、問題提起型の情報提供を推進します。

(2) 定義

「情報提供」とは、市政情報を市が積極的に市民に明らかにすることを言います。

(3) 情報提供の基本原則

各課は、次の事項に留意し、その所掌する事務に関して市民に積極的に情報提供します。

- ① 市政情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に提供すること。
- ② 市民が知りたい情報を分かりやすく加工して提供すること。

(4) 情報提供すべき事項

各課は、次に掲げる事項その他の市政情報を個人情報の保護に留意して提供します。

- ① 市政運営の基本方針に関する事項
- ② 市の長期計画その他の重要な基本計画に関する事項
- ③ 重要な施策に関する事項
- ④ 議会に関する事項
- ⑤ 市の組織並びに市の職員の定数及び給与に関する事項
- ⑥ 市の財政に関する事項

- ⑦ 開示請求の頻度の高い事項
- ⑧ 審議会等に関する事項
- ⑨ 環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項
- ⑩ 市民の意識調査等に関する事項
- ⑪ 市の保有する統計調査に関する事項
- ⑫ 市が行う行事に関する事項
- ⑬ 広聴活動での市民の意見と市の対応

（５）情報提供の方法

情報提供は、次に掲げる方法のうち効果的なものを選択し、又は併用して行います。

- ① 市報くらよしへの掲載
- ② 市のホームページへの掲載
- ③ 行政資料コーナー及び各課等における閲覧
- ④ 市立図書館、コミュニティセンター等公共施設における閲覧
- ⑤ パンフレット、リーフレット、刊行物その他印刷物の配布
- ⑥ 報道機関への情報提供
- ⑦ ＣＡＴＶの利用
- ⑧ その他

３．広聴の充実

（１）趣旨

市民から自発的に寄せられた提案、意見、要望などの情報は、市民が何を考え、何を欲しているのか、そしてどのような施策に不満を抱いているかを知る重要な情報です。これらの内容を的確に分析し、実現の是非を検討し、地域社会の公益につなげていきます。聞き流しにすることなく、収集した情報は保存し、貴重な資料として活用します。

（２）定義

「広聴」とは、市民の提案、意見、要望、苦情などを直接収集、聴取することを言います。

（３）広聴で収集した情報の取り扱い

市民は、自分が提出した意見等がどのように対処されたのか、あるいは対処されようとしているのか気がかりです。適切な対応をしなければ信頼関係が成立しません。

市民から行政に寄せられる情報には、

- ① 提 案
- ② 要 望
- ③ 意 見
- ④ 苦 情
- ⑤ 問合せ
- ⑥ 相 談

といった内容が含まれます。

①～③は行政施策にとって貴重な情報です。これを活かすために、情報が意図する内容を正しく理解・把握したうえで、実現可能かどうかを十分検討し、可能であれば、実現時期などを明確に提示します。反対に不可能であれば、その理由を明確にして理解を求めるとともに、代替案があれば提示します。

④は何らかの救済を求めるものであるから迅速な対応が必要です。初期対応を誤ると解決までに問題が長期化し、被害が大きくなります。まず、現地調査や事情聴取などで事実確認を行なうことが大切です。

⑤⑥は行政の説明責任の一つです。担当以外でも情報提供できるよう努力します。

（４）広聴で収集した情報への対応の公表

広聴で収集した情報について、内容及びそれに対する市の対応を公表し、市民と行政が情報を共有化することにより、対応の透明性、信頼性を高め、公正で開かれた市政の一層の推進を図ります。

４．市民参画手続きの適用

（１）趣旨

何より大切なのは、市民参画が形式的なもので終わらないよう、市民参画の必要性和市民参画の有効性を常に意識し、実践することが大切です。

① 市民参画の必要性

ア 市民間の合意形成

人々のニーズや価値観が多様化する中、どのような地域づくりをするのか、市民間の合意形成を図る必要があります。

イ 施策の優先順位の明確化

厳しい財政制約のもとでは、施策・事業の有効性や効率性を多角的に検証し、優先順位を明確化する必要があります。この過程には主権者である市民に参画していただくかなければなりません。

ウ 地域社会を構成する主体間の協働

行政だけが地域の公共サービスを提供することには限界があり、市民の積極的参画のもと、地域社会を構成する主体間の協働が不可欠です。

② 市民参画の意義

ア 合意形成

異なる意見の調整と認識の共有化が図られ、合意形成が促進されます。

イ 協働促進

年齢や肩書きにとらわれない参加者が課題解決に向けた共同作業を行うことで、地域の個性や市民ニーズに対応した質の高い政策形成が図られるとともに、こうしたプロセスを通してお互いの信頼関係が生まれ、それが協働の礎になります。

ウ 自治力向上

自分たちのまちや地域の課題は自分たちで解決する、という自立した市民になっていただく機会になります。

(2) 定義

「市民」とは、市内に在住、在勤又は在学する個人を言います。

(3) 市民参画手続きの流れ

- ① 市民参画の対象 (4) へ
- ② 市民参画の方法の決定 (5) へ
- ③ 市民参画の方法の公表 (6) へ
- ④ 市民参画の実施

(4) 市民参画の対象

- ① 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- ② 市の基本的な制度を定める条例若しくは市民生活及び事業活動に重要な影響を与える条例若しくは規則の制定又は改廃
- ③ 広く市民の公共の用に供される施設の整備に係る基本計画の策定又は変更並びに当該施設の建設
- ④ 施策、事務事業の評価
- ⑤ その他市民参画の対象とすることが適当と認めるもの

（５）市民参画の方法の決定

市民参画の方法は、次に掲げる方法のうち、効果的なものを選択し、又は併用して行ないます。

ただし、前項（４）の①から④については、次に掲げる方法の①から⑤までの中から一つ以上の方法を採用することを条件とします。

- ① 説明会の開催
- ② アンケートの実施
- ③ ワークショップの開催
- ④ 審議会等の設置
- ⑤ パブリックコメントの実施
- ⑥ その他

① 説明会の開催

【解説】

行政の考えや方針を説明することを主目的として、事業計画の立案段階や事業計画がほぼ固まった段階で実施されるケースが多い手法です。地域で行う住民説明会は参加しやすいものであり、利害や生活に関わるが多いため市民の関心も高く、直接生の声を聞くことができます。

参加者に十分に理解していただくため、口頭による説明だけでなく、イメージ図や図解等によって分かり易く説明することが重要です。

より深い理解やできるだけ多くの住民の理解を得ることが目的であることから、場合によっては再度説明会を開くことも必要です。

【運用】

- ア 開催日時、開催場所、参加対象者及び対象事案等の情報を原則として開催の１５日前までに公表します。
- イ 市民が参加しやすい時間設定や会場設定をします。
- ウ 市民への周知を充分に行います。
- エ 分かり易い説明資料となるよう工夫します。
- オ 専門用語や新しい用語、外来語には説明を加えます。
- カ 参加者が質問する時間を設定します。

② アンケートの実施

【解説】

多種多様な価値観を持つ市民の意向（ニーズ）や物事の実態を把握・評価する手法として有効です。同一テーマについて定期的にアンケート調査を行うことにより、市民意識等の経年変化を見ることもできます。

調査の信頼性を確保するためには、調査の対象範囲サンプル数、回収率に留意する必要があります。

アンケート調査では、調査票（アンケート用紙）の設計に成否がかかっており、調査目的に合った調査項目を決定した上で具体的な質問文を作成することになります。

【運用】

- ア アンケート調査の目的を明らかにします。
- イ 目的に照らし調査の対象範囲を設定します。
- ウ 調査の対象が偏らないようにします。
- エ 結果分析の有意性が保てるサンプル数を定め、十分な回収数を見込みます。
- オ 回収率を上げるための工夫を行います。
- カ 回収後は速やかな集計・分析の実施を行います。
- キ アンケート結果を積極的に公表します。
- ク アンケート結果は目的どおり活用します。

③ ワークショップの開催

【解説】

参加者が現場を見ながら議論したり、擬似体験の中から課題や解決案を見出したりといった参加体験等を通して合意形成を図るため、全員の参加意識が高まるとともに満足度が高いものとなります。

価値観の異なる多様な意見を積極的に交換しながら総意をまとめていくことが重要で、複数回にわたる場合でも各回ごとのテーマや目標を明確にしておく必要があります。

ワークショップをより効果的に運営するためには、議論の良し悪しを判断せずに、中立的な立場で会議の進行を円滑にする役目を持つ「ファシリテーター」を置くことが有効で、そのためには運営上の技法に精通した人材の育成が重要です。

【運用】

- ア 参加者が体験や疑似体験を通じた作業・議論ができる工夫をします。
- イ ワークショップの趣旨、目的、成果の反映の仕方など参加者に理解していただきます。
- ウ 結論を誘導するような進行はしません。
- エ 予算、法律、制度、期間などの前提条件を明示します。
- オ ファシリテーターを置くなど効果的な運営を図ります。
- カ 成果については広く公表します。

④ 審議会等の設置

【解説】

専門的、技術的見地のみならず社会動向や市民各層の幅広い意向を反映するため、市政運営上重要な役割を果たしている審議会や委員会などの委員については、各般各層の有識者を選出することはもちろん、その役割や性格に応じ、公募制による委員の選任も検討するなど、幅広い市民参画を図ることが必要です。

また、特定の団体や人物に偏らないように配慮し、例えば「団体会長」ではなく「団体推薦」という考え方も取り入れてください。

【運用】

- ア 委員の公募を検討します。
- イ 男女の比率に配慮します。
- ウ 委員が特定の団体や人物に偏らないようにします。
- エ 会議の公開手続きをとります。
- オ 委員には検討に必要な資料を分かり易い形で提供します。
- カ 運営が形骸化しないようにします。

⑤ パブリックコメントの実施

【解説】

市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の案の決定を行う一連の意見募集に関する手続です。

この手続には、立案者が施策に影響を受ける市民や団体などから多様な意見や情報を集めることができ、また、方針の意思決定過程における公平性の確保や、透明性の向上を図れるというメリットがあります。

現在、国や地方自治体、団体や機関など、さまざまなレベルで方針決定の際にこのパブリックコメントの手続が行なわれ、各方面から提出された意見などを考慮して最終的な意思決定に反映させています。

【運用】

ア 実施対象の案の公表の時期等

行政が、実施対象について意思決定を行う前の適切な時期に、当該実施対象の案を公表します。その際併せて次に掲げる関係資料を公表します。

- 実施対象の案を作成した趣旨、目的及び背景
- 実施対象の案の概要
- その他実施対象の案に関する資料

イ 公表の方法

- 市報、市のホームページへの掲載
- 指定する場所での閲覧又は配布
- ア、イにかかわらず、公表する実施対象の案の内容が著しく多大であるため、その全部を市報、市のホームページに掲載することが困難な場合には、その一部を掲載しないことができますが、この場合には、当該実施対象の案の全体の入手方法を明示します。

ウ 意見提出の方法

実施対象の案に対する市民からの意見の提出の受け付けは、次の方法とし、意見を提出しようとする市民に、意見を提出する際に、住所、氏名又は団体名及び電話番号を明記していただくよう求めます。

- 郵便
- 電子メール
- ファクシミリ
- 行政が指定する場所への書面の提出

エ 意見提出の期間

意見の提出期間については、行政が、市民が意見を提出するために必要と判断される期間等を勘案し、1か月程度を目安として定め、実施対象の案の公表時に明示します。

オ 意思決定に当たっての意見の考慮等

行政は、提出された意見を考慮して、実施対象について最終的な意思決定を行います。

そして、意思決定を行ったときは、市民から提出された意見及びこれに対する市の考え方を公表します。その際、意見の提出者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見が多い場合には、類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表します。

カ 実施状況の公表

市長は、パブリックコメント手続を行っている案件の一覧表を作成し、市のホームページに掲載して、常時市民に情報提供します。

⑥ その他市民参画の方法

【例】

ア 市民提案・企画・論文等の募集

【解説】

あるテーマを定めて、市民から広く企画案や設計案、論文などを公募する市民提案募集は様々な場面で活用することが可能で、優れたアイデアを発掘することが期待できます。

また、関心の喚起や啓発の方法としても有効です。提案採用者に対する表彰や活動費の支援などにより、応募意欲の向上と市民アイデアの実現につながっていくことが期待できます。応募数を高めるために、幅広く関心や共感を得られるテーマ選定や効果的な広報を行うことが重要です。市民提案等の審査について透明性を確保することは重要であり、市民による審査や原則公開とすることが望まれます。

イ シンポジウム・フォーラム等の開催

【解説】

あるテーマについて議論を深めることや啓発を図るため数人の有識者等がそれぞれの立場から意見を述べたり議論したりするほか、司会者や参加者からの質問に対して答える形式の公開討論会です。

この公開討論会の代表的なものとしてシンポジウム、フォーラム、パネルディスカッションがあります。

限られた時間の中で議論を深めるため、意見の調整や取りまとめを行うコーディネーターを立てたり、基調講演とパネルディスカッションを組み合わせたり、分科会やワークショップを組み合わせたりする工夫がなされます。

討論への参加を通じて多くの参加者の意識を同時に高めることが可能です。さらに効果を高めるためには、連続開催や分科会方式の採用など開催方式を検討するほか、十分な参加者との意見交換、議論の要点等をスクリーン表示するなどのまとめ方、アンケートなどによる事後の意見聴取、参加者に対する結果やその後の展開の報告（報告書作成等）等について工夫することが必要です。

ウ ヒアリングの実施

【解説】

ある特定の事柄や分野に関わっている又は詳しい団体や個人に対して直接話を聴くことにより、課題・問題点・意見等を聴き取り（ヒアリング）により把握するものです

（６）市民参画の方法の公表

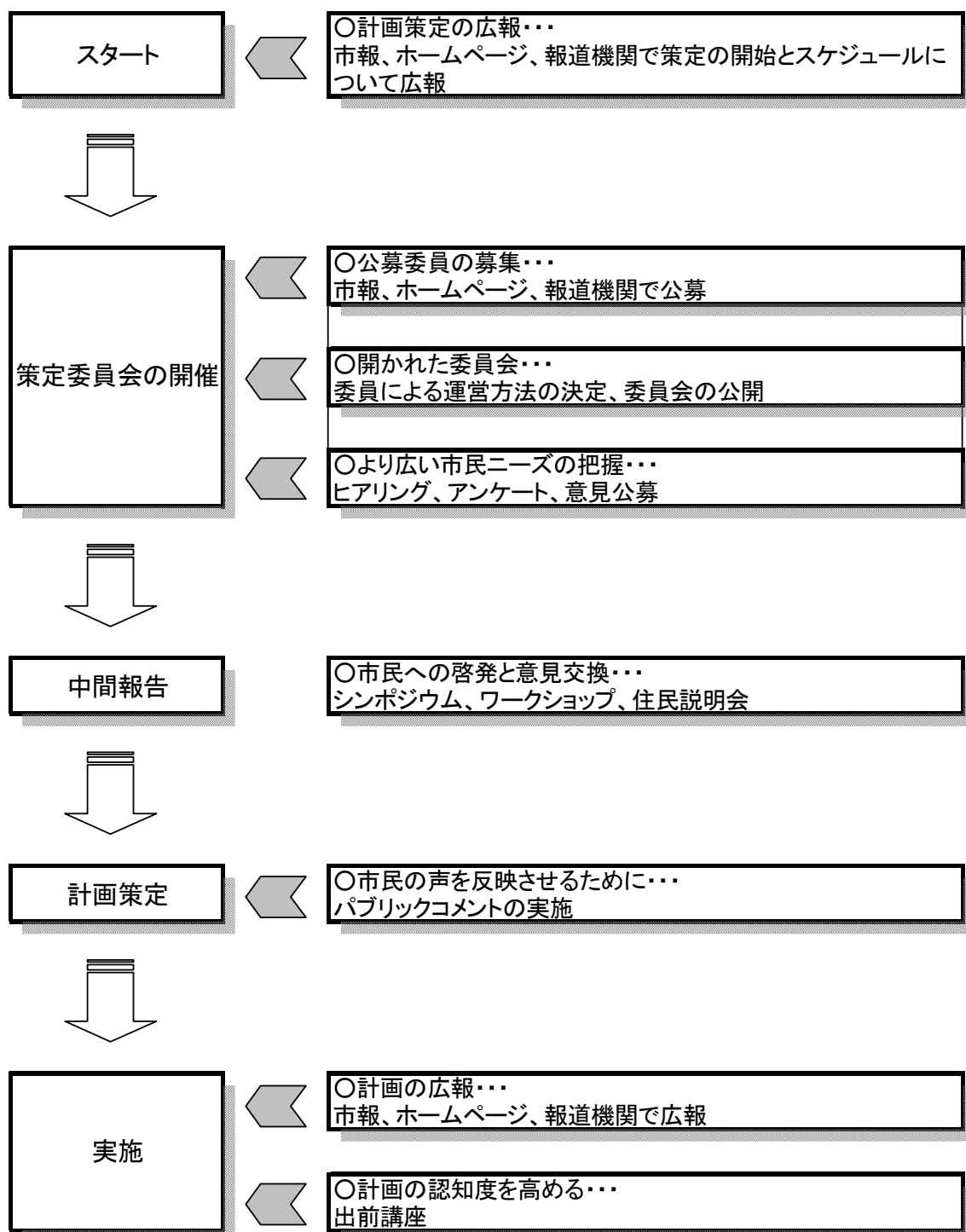
できる限り早い時期に、市民参画の方法について公表します。

（７）市民参画における留意事項

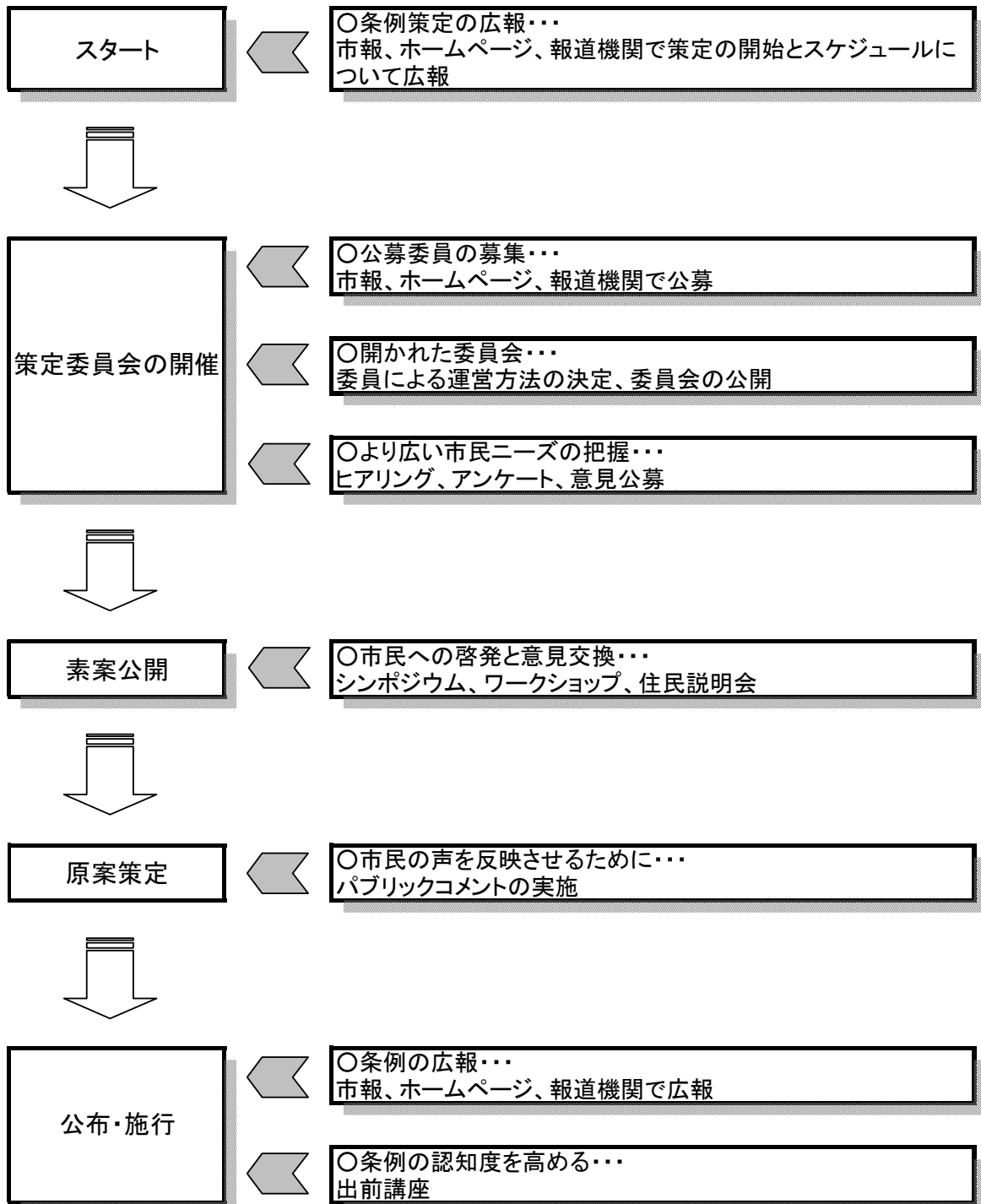
- ① 効果が期待できる手法を講じます。
- ② 市民が幅広く参加できる手法を講じます。
- ③ 高度な専門性を有する施策にあっては、当該施策に関し深い知識を有する市民等の参加が得られるようにします。
- ④ 地域性を有する施策にあっては、当該施策の対象となる地域の市民の参加が得られるようにします。
- ⑤ 営利を目的としたものの関与を排除します。

(8) 市民参画の実践パターン

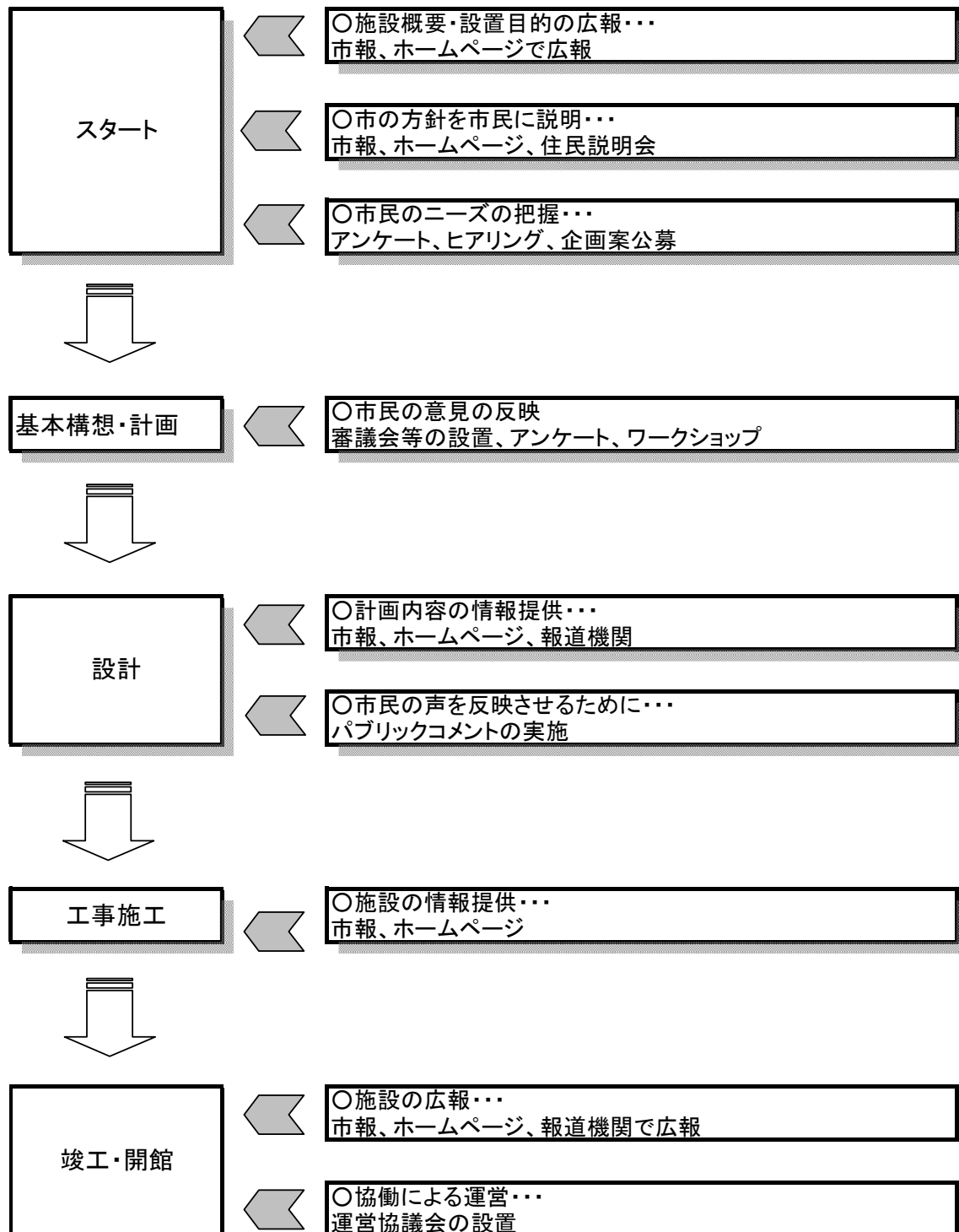
【パターン1】計画策定における市民参画の例



【パターン2】条例策定における市民参画の例



【パターン3】公共施設整備における市民参画の例



市民と行政の協働事業の進め方

1. 協働事業とは

市民、地域自治組織、市民活動団体、事業者（以下、「市民団体等」という）と行政が地域課題を解決するために、協力・連携して行なう事業のことです。

2. 協働事業の原則

協働事業を実施する場合は、次の七つを基本原則とします。

（１）目的・課題共有の原則

何のために協働するかという目的意識を共有することが大切です。

（２）公益性の原則

その活動が直接的、間接的に社会的公益性のある活動である必要があります。

（３）対等の原則

協働で課題を解決する際に、両者が対等な関係にあることが不可欠です。つまり、下請けでないことをお互いが常に意識し、共に公共サービスの担い手としての自覚を持ち、役割分担により協働していくことが必要です。

（４）自主性・自立性尊重の原則

各団体の自主性、自立性が確保されるとともに、依存や癒着関係に陥らないことが重要です。

（５）相互理解の原則

お互いの特性を十分に理解し・尊重して、共通の理解で両者が単独・独立して事業を進める以上の効果を出すよう努めることが必要です。

（６）公開性・透明性・公平性の原則

協働関係を結ぶ際には両者の関係が外から良く見える、開かれた状態であることが必要です。そのため、両者の基本的事項が情報公開されているとともに、一定の条件を満たせば、誰でもがその関係に参入できることが必要です。

（７）関係時限性の原則

相互の惰性的な関係継続を廃し、特定の団体の既得権益化につながらないように注意しなければなりません。

3. 協働事業の領域

←……………協働事業の領域……………→

A	B	C	D	E
市民主体	市民主導	同 等	行政主導	行政主体
市民が自主的、 自発的に行動す る領域	市民主導の活動 で行政の協力が 必要となる領域	市民と行政が同 等に連携・協力 して活動する領 域	行政主導の活動 で市民参加を求 める領域	行政が自らの責 任で行う領域

協働事業の領域は B・C・D の領域になります。

4. 協働事業の推進

市民団体等と行政の協働事業を進めるための手順としては、

- ① 協働にふさわしい事業の検討
- ② 適切な協働形態の選択
- ③ 協働の相手方の選定
- ④ 協働事業の実施
- ⑤ 協働の評価 という順になります

(1) 協働にふさわしい事業の検討

①協働がふさわしい事業を考える視点

問題解決に向けた事業の手法、市民団体等と行政の特性、両者の関係といった面から、次のような視点が考えられます。

ア 課題、実施主体

- 課題解決に当たって、市民団体等と行政の協働が必要か。
- 行政が責任を持って対応すべき事業でないか。
- 市民団体等が実施すべき事業でないか。

イ 市民団体等と行政の特性

- それぞれの特性を生かすことによって、市民団体等又は行政が単独で実施するよりも、効果的で質の高いサービスが提供できるか。
- 市民団体等の特性が生かせる事業か。

■市民団体等と行政の特性

	市民団体等	行政
特 性	自発性・先駆性・多様性・専門性・機敏性・地域性・個別性	平等性・公平性・継続性・安定性
目 標	社会的な使命	市民全体の福祉の向上
構成員	有志	全市民

ウ 対等な関係

- 市民団体等を行政の補完や下請けと位置付けていないか。
- 「無償」や「安上がり」を期待していないか。
- 市民団体等は行政に頼りすぎていないか。

② 協働の視点を踏まえた事業の検討

上記の視点に基づいて、協働の視点から既存事業の見直しを行ったり、新たな協働事業を検討していく必要があります。

実際の見直しや検討にあたっては、市民団体等当事者や市民から意見を聞くことが有効です。

(2) 適切な協働形態の選択

市民団体等との協働には様々な形態が考えられますが、具体化にあたっては、最も効果的で効率的な協働となるよう、適切な選択が求められます。

また、各々の協働形態における役割分担や経費負担について、明確にしておくことも大切です。

協働の形態及びその選択にあたっては次のとおりです。

- ①事業委託
- ②事業共催
- ③補助・助成
- ④事業後援
- ⑤情報交換・意見交換等

① 事業委託

行政が責任を持って担うべき種類の業務を、市民団体等の持つ特性を活かし市民団体等に委託することです。

行政にはない専門性、先駆性や市民団体等が持つネットワークの活用が求められるような事業に有効であります。

事業委託は、本来行政が行うべき業務を委託するもので、その責任は原則として行政が負わなければなりません。まず、行政の責任を明確にしたうえで実施することが必要です。

また、事業委託する方が行政で実施するよりもより市民ニーズを満たし、よりよい成果を上げられるということが前提であり、コストダウンや効率性という面も大事なことです。そのために無理矢理市民団体等に押しつけるやり方は、市民団体等の反感をかったり、サービスの低下にもつながりかねず、避けるべきです。

市民団体等に安易に責任を転嫁したり、安上がりのために委託するものではないという意識を強く持って対応することが望めます。

② 事業共催

市民団体等と行政がともに主催者（事業主体）となって、一つの事業を行うことです。企画段階から一緒に始めることが大切で、実行委員会形式のものもよく見られます。

③ 補助・助成

市民団体等が事業を実施する際に、行政が補助金等の財政支援を行なう形態です。「市民団体等を育成のための支援」ということではなく、両者の共通した目的達成のための手段としてとらえられれば、それは協働ということになると考えられます。

ただ、資金助成によって市民団体等が安定的に活動するというようなことが続くと、市民団体等は行政に依存する体質となってしまう、市民団体等の最も大切な特性である自立性が失われてしまう恐れがあります。

そのあたりを十分注意することが必要で、原則的には有限的な助成とすることが必要と考えられます。

④ 事業後援

市民団体等が主催する事業に対して行政が、また、行政が主催するイベント等に対して市民団体等が「後援」という形で名を連ねることです。

市民団体等の事業に対して行政が「後援」という形式で名を連ねることは、市民団体等に信用を付与することになり、社会での信頼が増し、活動への理解を深めることに結びつきます。逆に、行政主催のイベント等に市民団体等が後援することも、市民の親しみや地域との密着性が生じるなどのメリットが生まれます。

⑤ 情報交換、意見交換等

市民活動団体と行政が、お互いの情報を交換したり、提案や協働事業に関する意見、ニーズなどを聴く事も協働の一つの形態です。

(3) 協働の相手方の選定

市民団体等の活動は様々であり、また、同じ目的を持っていても、その達成の方法はまちまちです。効果的に協働事業を進めるためには、このような多様な市民団体等の中から最も事業に適した市民団体等を選定することが求められます。

相手方の選定のポイントとしては、①活動内容・実績、②事業遂行能力、③財政状況、④運営の透明性、⑤事務局体制が挙げられ、これらを総合的に検討して選定することが必要です。

また、相手方の選定にあたっては、公平性を図るため、その基準について情報を公開するとともに選定結果を公表することも大切と言えます。

(4) 協働事業の実施

実際に市民団体等と協働事業を進めるにあたっては、事前に、事業の目標や協働形態に対する考え方について十分に話し合い、双方が共通の認識を持って臨むことが大切です。

また、事業実施中も各々の役割分担に従い、誠実に対応するとともに、定期的に協議の場を持ち、適切な事業の執行が確保されるよう努めることが重要です。

(5) 協働の評価

市民団体等との協働によって行われた事業については、その目的が達成されたかどうか、協働することによってより効果的なサービスが提供できたかなどについて、評価をすることが必要です。

評価のルール化については、協働がまだ十分に進んでいないこともあって、他の自治体においてもようやく研究が始められたばかりの状況であり、本市にとっても、これから協働事業を実施していく中で検討を進めるべき重要な課題と言えます。

現段階では、協働の評価は、次に例示するような観点から行うことが考えられます。

①協働手法を用いたことの適否

- ・ 目的は達成されたのか。
- ・ 効率的、効果的な事業運営ができたか。
- ・ 単独で行うよりも高い成果が得られたか。

②協働相手選定の妥当性

- ・ 選定基準は妥当であったか。
- ・ 選定方法は妥当であったか。
- ・ 選定理由は妥当であったか。

③目標設定の妥当性

- ・ 目標設定は円滑にできたか。
- ・ 適切な目標設定ができたか。

④目標達成度

- ・ 予定どおり目標が達成されたか。
- ・ 市民の満足度は高まったか。

⑤採用した協働形態の妥当性

- ・ 双方の役割分担は的確にできたか。
- ・ 市民団体等の特性が十分に発揮されたか。
- ・ 責任の所在は明確にされたか。
- ・ 成果物の帰属について適正に処理されたか。

⑥費用対効果

- ・ コストの低減又はサービスの向上が図られたか。
- ・ 効果に見合うコストとなっているか。

特に、同じ市民団体等と協働が継続して行われる場合には、依存度の高まりによって市民団体等の自主性、自発性を損なったり、特定の市民団体等の既得権益化を招いたりすることがないように、きちんと評価することが大切です。

評価の結果を次の協働事業に反映していくことは、より効果的で質の高い公共サービスを提供するために重要であり、評価結果を公表することも大切です。

5. 事業委託の具体的な進め方

今後、市民団体等との協働事業を円滑に推進するため、特に市民団体等への事業委託について次のとおり進めます。

(1) 委託事業の選定

市民団体等との協働事業として委託事業を選択する場合は、その専門性や迅速性などの特性を生かし、より効果的で効率的な事業の執行や成果が期待できるという視点で事業を選定することが大切です。

(2) 委託先の選定

①発注方法

市が事業委託契約を締結する場合は、一般競争入札によることが原則ですが、市民団体等への事業委託については、その特性から随意契約とすることが多くなります。随意契約の理由としては、①業務の特殊性から当該市民団体等以外に委託先がないこと、②業務の内容から市民団体等の専門性等の特性を生かすことが必要なことなどが挙げられます。

随意契約による市民団体等の選定、発注方法としては、業務内容に応じ、基本的には次の3通りの方法が考えられます。

ア 市民団体等間の価格競争による選定が適切な場合

- a 業務の基本的な仕様書（事業費を含まない）を示して、公募により業務執行の方法や体制等をまとめた業務執行計画書の提出を求める。
- b 業務執行計画書に基づき、業務の履行が十分に可能と思われる市民団体等を選考する。
- c bで選ばれた市民団体等に対して、詳細な仕様書を示して見積書を徴収し、価格競争により決定する。

イ 価格競争によらず、企画力等のある市民団体等を選定することが適切な場合

- a テーマや業務の基本的な仕様書（事業費を含む）を示して、業務企画提案書を市民団体等から公募し、企画力や内容及び履行能力の面で最も優れたものを選定する。
- b 選定にあたっては審査機関を設置し、極力、第三者を審査員に加えるなど透明性を確保する。

ウ 業務を履行できる市民団体等が特定 1 団体に限られている場合

- a 業務の基本的な仕様書（事業費を含む）を示して、当該市民団体等に履行内容、方法、体制等について業務企画提案書の提出を求め、履行能力等について十分審査する。
- b 当該事業を実施できる市民団体等は、特定の 1 団体であることを明確にする。

②委託先の要件

委託契約の相手方としては、法人格の有無は必要ないと考えられますが、市の事業として確実に事業を履行できるだけの能力を確保するため、事業内容によって、一定の要件を課すことも必要です。

このような要件の例として、次のような事項が考えられ、事業内容に応じて適宜選択すればよいと考えます。

- ア 特定非営利活動法人（NPO法人）又は任意団体であること。
- イ 委託事業に沿った活動を通常の活動の中でも実施している団体であること。
- ウ 市内に事務所を有し、市内を中心に活動していること。
- エ 団体の活動歴が、設立から〇〇年以上あること。
- オ 団体を構成する正会員が〇〇人以上いること。
- カ 過去 2 年の決算及び本年度予算が〇〇万円（委託事業をこなせる能力が判定できる数値）以上であること。
- キ 事業の記録保存と成果報告ができること。
- ク 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- ケ 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- コ 組織体制と意思決定機関が確立されていること。

③ 企画提案書等の審査

内部だけで審査するのではなく、第三者や市民団体等関係者を含めた審査機関を設け、審査することが大切です。また、審査基準を設けるとともに、その内容や審査の結果について公開することも重要です。

(3) 契約の締結にあたっての留意点

①仕様書の作成にあたって

行政は計画的に事業を実施していくことが当然ですが、市民団体等には、事業を実施していく中で、事業内容が変わっていくことを当然とらえているものも見られることから、むやみに仕様書を変更できないことを十分に説明し、理解を得ておくことが重要です。

②見積書の徴収にあたって

見積書をとる場合、市民団体等の多くは作成経験が少ないため、事業内容との整合性等について十分審査することが大切です。

また、市民団体等は継続的に活動していくための経費を必要とすることから、人件費等の所要の経費については、企業に対するものと同様に考える必要があります。

③契約書の作成にあたって

市民団体等との契約書であるからと言って、必ずしも特別なものは必要ないと考えられますが、協働事業であることを双方が確認する意味でも、契約書の中に協働の意義に基づいた事業執行を目指している内容を盛り込むことが望ましいでしょう。

④支払いにあたって

委託事業に係る経費の支払いは、事業の履行確認後の支払いが原則ですが、市民団体等の資金的側面に配慮する必要がある場合も多いことから、相手方の事情を十分に把握したうえで、可能な範囲で前金払いや概算払いにより、事業の円滑な執行を図ることも大切です。

(4) 事業の実施

市民団体等の自主性を生かすためにも、委託事業の実施段階であまり口出しすることは避けるべきですが、月に1回程度は進捗状況を協議する場を設け、両方で問題点等について話し合うことが望ましいと考えられます。

(5) 事業完了後の事務手続

市民団体等は市の手続に不慣れであることが多いため、業務完了報告書の提出が必要な場合や事業完了の確認は市の検査をもって行うことなど、事業完了後の手続について、事前に十分説明し、市民団体等の理解を得ておくことが大切です。

倉吉市市民参画と協働のまちづくり推進条例

平成18年12月22日

条例第34号

自分たちが住むまちを自らが治めることがまちづくりです。

私たち市民は、自分たちが生活するまちを、より安全で住みやすく、個性的で魅力あふれるまちにしたいと願っています。

そのためには、市民と市民、そして、市民と議会、行政が、それぞれが持つ特性を活かしながら、補完、協力し合い、相互の信頼関係を醸成し、公共的課題の解決にあたらなければならない。

このことを市民共通の理解と意思のもとに推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、市民参画と協働のまちづくりを推進するための大切な考え方を、市民、地域自治組織、市民活動団体、事業者、議会、行政（以下「各主体」といいます。）が共有し、それぞれが自らの役割を果たすことにより、市民の知恵と力が生きる個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図ることを目的とします。

（市民参画と協働のまちづくりの意味）

第2条 市民参画と協働のまちづくりとは、市民が公共的課題を解決する活動に参画し、各主体が共通する公共的課題を解決することを目的として、それぞれが有する資源を活かし、互いの特性や違いを認め、それを尊重しつつ、相互の信頼関係に基づき、補完・役割分担を行いながら、相乗効果を発揮するよう協力・連携して公共活動を実行するまちづくりです。

（基本理念）

第3条 各主体は、安全で住みやすく、個性豊かで魅力と活力にあふれた地域社会の実現を図るため、市民参画と協働のまちづくりの推進に努めます。

（目的達成のために必要な情報共有）

第4条 各主体は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、各主体が相互に理解を深められるよう、それぞれが有する公共的課題に関する情報を相互に共有するよう努めます。

（目的達成のために必要な市民意見の把握）

第5条 各主体は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、公共的課題を解決する活動において、より市民ニーズを反映するよう、市民の多様な意見の把握に努めます。

（目的達成のために必要な市民間の合意形成）

第6条 各主体は、市民参画と協働のまちづくりを推進するため、公共的課題を解決する

活動において、より多くの市民の理解と協力が得られるよう、市民間の合意形成を図るよう努めます。

（市民の役割）

第7条 市民は、まちづくりの主体としての自らの責任と役割を自覚し、自らが持つ知識、経験、発想等を活かし、互いに支え合う意識を育み、積極的に市民参画と協働のまちづくりを推進するよう努めます。

（地域自治組織、市民活動団体の役割）

第8条 地域自治組織、市民活動団体は、自らの目的と役割を自覚し、社会貢献意識を持ちながら、自らの活動を推進するとともに、広く市民に理解されるよう努めます。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、自らの責任と役割を自覚し、地域社会の一員として、社会貢献意識を持ちながら、市民参画と協働のまちづくりについて理解を深め、多分野にわたる専門的な資源を活かし、市民参画と協働のまちづくりの推進に協力するよう努めます。

（議会の役割）

第10条 議会は、自らの責任と役割を自覚し、市政における基本的な方針を決定する上で、市民の多様な意見を踏まえ、議会の審議を通して市民間の合意形成を図るよう努めます。

（行政の役割）

第11条 市長は、自らの責任と役割を自覚し、市政に関する情報を積極的に市民に提供し、市民から寄せられた意見や提案等を政策形成に活用するとともに、政策や計画の立案・執行過程で、市民参画により、市民と行政が連携・協力する協働型の行政運営に努めます。

2 市長は、市民参画と協働のまちづくりの重要性を認識し、その推進を積極的に図るため、地域自治組織、市民活動団体の活動を支援するとともに、市民意識の啓発と市職員の意識の向上を図るよう努めます。

（指針の策定）

第12条 市長は、市民参画と協働のまちづくりを円滑に推進するため、指針を定めるものとします。

（補則）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、前条の指針で定めるもののほか、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。